

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成29年7月18日（火）

（案件名）

- ・ 平成29年度地方債同意等予定額の通知等について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課  
乾管理官（内 23392）

## 【根拠法令】

## ○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

## 第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

## 第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## ○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

## 第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

## 第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

# 平成 29 年度地方債同意等予定額（第 1 次分）について

平成 29 年 7 月  
自治財政局

## 1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等予定額に基づき、同意等予定額を通知。

	同意等予定額		
	通常収支分	東日本大震災分	合計
都道府県 指定都市	51,430 億円	136 億円	51,566 億円
市町村 特別区	42,931 億円	77 億円	43,009 億円
総額	94,361 億円	214 億円	94,575 億円

- 今回通知する同意等予定額は 9 兆 4,575 億円であり、既届出額 6,770 億円を加えると、10 兆 1,345 億円となり、地方債計画額 11 兆 6,445 億円の 87.0%（対前年度比 -2.8%）である。
- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債  
公共事業等（9,872 億円）、下水道事業（1 兆 136 億円）、旧合併特例（5,053 億円）、臨時財政対策債（4 兆 452 億円）

## 2. 同意等予定額の通知日

7 月 25 日（火）（普通交付税の決定日と同日）

## 3. その他

第 2 次分に係る同意等予定額については、平成 30 年 2 月に通知予定。

非公表

○ 今後のスケジュール（予定）

地方財政審議会	7月18日（火）
財務省正式協議	7月18日（火）
財務省協議回答	7月21日（金）
同意等予定額通知記者発表	7月25日（火）
同意等予定額協議期限	9月1日（金） 目途
同意等予定日	9月28日（木） 目途

○ 地方債同意等予定額について(平成29年度第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
<b>一般会計債</b>	<b>49,884</b>	<b>6,617</b>	<b>32,576</b>	<b>39,194</b>	<b>10,690</b>	<b>78.6%</b>
<b>公共事業等</b>	16,443	2,807	9,872	12,679	3,764	77.1%
公営住宅建設事業	1,130	268	918	1,186	▲56	105.0%
災害復旧事業	873		690	690	183	79.0%
教育・福祉施設等整備事業	3,391	294	3,468	3,762	▲371	110.9%
学校教育施設等	1,245	135	1,239	1,374	▲129	110.4%
社会福祉施設	383	32	306	338	45	88.2%
一般廃棄物処理	656	68	1,261	1,328	▲672	202.5%
一般補助施設等	567	20	406	426	141	75.2%
施設(一般財源化分)	540	39	256	295	245	54.7%
<b>一般単独事業</b>	21,927	3,215	12,917	16,131	5,796	73.6%
一 般	2,795	1,506	2,941	4,447	▲1,652	159.1%
地域活性化	690	131	476	607	83	88.0%
防災対策	871	153	529	683	188	78.4%
地方道路等	3,221	1,089	1,787	2,877	344	89.3%
旧合併特例	6,200	44	5,053	5,097	1,103	82.2%
緊急防災・減災	5,000	286	1,637	1,923	3,077	38.5%
公共施設等適正管理	3,150	5	493	498	2,652	15.8%
<b>辺地及び過疎対策事業</b>	4,975		4,483	4,483	492	90.1%
辺地対策	475		440	440	35	92.6%
過疎対策	4,500		4,043	4,043	457	89.8%
<b>公共用地先行取得等事業</b>	345	34	229	262	83	76.1%
行政改革推進	700				700	
調 整	100				100	
<b>公営企業債</b>	<b>25,121</b>	<b>153</b>	<b>21,332</b>	<b>21,485</b>	<b>3,636</b>	<b>85.5%</b>
水道事業	5,043	11	4,622	4,633	410	91.9%
工業用水道事業	247		224	224	23	90.8%
交通事業	1,611		1,063	1,063	548	66.0%
電気事業・ガス事業	202		197	197	5	97.4%
港湾整備事業	509	14	459	473	36	93.0%
病院事業・介護サービス事業	4,614	64	3,944	4,008	607	86.9%
市場事業・と畜場事業	235	7	149	156	79	66.3%
地域開発事業	622	12	454	467	155	75.0%
下水道事業	11,904	35	10,136	10,172	1,732	85.4%
観光その他事業	134	8	85	93	41	69.5%
(公営企業退職手当債)	—				—	—
臨時財政対策債	40,452		40,452	40,452	▲0	100.0%
退職手当債	800				800	
<b>合 計</b>	<b>116,257</b>	<b>6,770</b>	<b>94,361</b>	<b>101,131</b>	<b>15,126</b>	<b>87.0%</b>
減収補填債(5条分)	—				—	—
減収補填債(特例分)	—				—	—
<b>総 計</b>	<b>116,257</b>	<b>6,770</b>	<b>94,361</b>	<b>101,131</b>	<b>15,126</b>	<b>87.0%</b>

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

## 2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
<b>一般会計債</b>	179		202	202	▲23	112.7%
公営住宅建設事業	158		145	145	13	92.0%
災害復旧事業	18		6	6	12	32.1%
一般補助施設等※	—		49	49	—	—
一般単独事業	3		2	2	1	66.7%
<b>公営企業債</b>	9		12	12	▲3	132.2%
市場事業・と畜場事業	1		0	0	1	9.0%
下水道事業	8		12	12	▲4	147.6%
<b>総計</b>	188		214	214	▲26	113.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画上では「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

## 3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	116,257	6,770	94,361	101,131	15,126	87.0%
2 東日本大震災分	188		214	214	▲26	113.6%
<b>合計</b>	116,445	6,770	94,575	101,345	15,100	87.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成29年度地方債計画額		116,257	28,545	18,064	38,200	31,448
② 同意等予定額		94,361	26,902	16,525	18,143	32,791
	都 道 府 県 指 定 都 市	51,430	7,515	5,473	18,140	20,301
	市 町 別 特 別 区	42,931	19,387	11,052	3	12,490
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
訳	市 町 別 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	94,361	26,902	16,525	18,143	32,791
	都 道 府 県 指 定 都 市	51,430	7,515	5,473	18,140	20,301
	市 町 別 特 別 区	42,931	19,387	11,052	3	12,490
③ 既届出額		6,770	2		5,262	1,506
	都 道 府 県 指 定 都 市	6,739	2		5,260	1,477
	市 町 別 特 別 区	31			2	29
④ 小計 (②+③)		101,131	26,904	16,525	23,406	34,297
	都 道 府 県 指 定 都 市	58,169	7,517	5,473	23,400	21,778
	市 町 別 特 別 区	42,963	19,387	11,052	5	12,519
⑤ 計画残額 (①-④)		15,126	1,641	1,539	14,794	▲2,849

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2. 東日本大震災分  
復旧・復興事業

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成29年度地方債計画額		188	135	53	—	—
② 同意等予定額		214	151	52	—	11
	都 道 府 県 指 定 都 市	136	94	31	—	11
	市 町 村 特 別 区	77	56	21	—	0
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
	市 町 村 特 別 区	—	—	—	—	—
訳	今 回 通 知 額	214	151	52	—	11
	都 道 府 県 指 定 都 市	136	94	31	—	11
	市 町 村 特 別 区	77	56	21	—	0
③ 計画残額 (①-②)		▲26	▲16	1	—	▲11

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。



### 3. 合計

(単位：億円)

	計					
	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受		
① 平成29年度地方債計画額	116,445	28,680	18,117	38,200	31,448	
② 同意等予定額	94,575	27,053	16,577	18,143	32,802	
都指 道定 府都 県市	51,566	7,609	5,504	18,140	20,312	
市特 町別 村区	43,009	19,443	11,073	3	12,490	
内 訳	既 通 知 額	—	—	—	—	
	都指 道定 府都 県市	—	—	—	—	
	市特 町別 村区	—	—	—	—	
	今 回 通 知 額	94,575	27,053	16,577	18,143	32,802
	都指 道定 府都 県市	51,566	7,609	5,504	18,140	20,312
	市特 町別 村区	43,009	19,443	11,073	3	12,490
③ 既届出額	6,770	2		5,262	1,506	
都指 道定 府都 県市	6,739	2		5,260	1,477	
市特 町別 村区	31			2	29	
④ 小計 (②+③)	101,345	27,054	16,577	23,406	34,309	
都指 道定 府都 県市	58,305	7,611	5,504	23,400	21,789	
市特 町別 村区	43,040	19,443	11,073	5	12,519	
⑤ 計画残額 (①-④)	15,100	1,626	1,540	14,794	▲2,861	

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

## 標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

### ○ 名古屋市（総務大臣許可）

#### (1) 減税の概要

平成24年度から個人市民税・法人市民税の5%減税を実施

#### (2) 世代間の負担の公平への影響

同意等基準運用要綱に定める基準に基づき精査した結果、平成29年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

#### (3) 地方税収の確保状況

平成27年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、建設地方債の発行に対する許可予定額通知を发出

## 標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

### ○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

#### 第五条の四 略

#### 2・3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

#### 5～7 略

### ○平成29年度地方債同意等基準（平成29年総務省告示第139号）（抄）

#### 第三 許可団体に係る許可基準

#### 六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

# 標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

## ○平成29年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

1 「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体における行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定の対象とすること。

この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。

※ 対象となるもの：定数削減、給与カット、施設管理経費や単独補助金・事務事業の廃止・縮減など  
対象とならないもの：国の制度改正に伴う負担減、少子化等に伴う歳出の自然減、土地売却など

2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限る、5年を限度として算定の対象とすることができる。

※ 定数削減：原則として5年  
施設の廃止・統合、使用料・手数料の見直しなど：原則として3年  
独自の給与カットや指定管理者導入など条例や契約に基づく取組：原則として条例や契約に定められた期間

3 過年度において、減税のための財源とすることを明示して特定目的基金等を設け、当該基金に行政改革の取組等により捻出された財源を積み立てており、減税を実施する年度においてこれを取り崩す場合には、1の効果額として算定と対象とすることができること。